第1回中小企業振興審議会 会議録

日 時 令和3年2月10日(水)午後6時30分~午後8時10分

場 所 役場 4 階中会議室

出席者 髙橋和之会長、津志田大副会長、浅野弘幸委員、大池択味委員、数井星司委員 立花実咲委員、範國貴裕委員、山田香織委員 計8名 谷町長、栗原課長、髙原主幹、渡邊主査、杉山主事 計4名

1 開会

· 栗原課長挨拶

2 委嘱状交付

・ 谷町長より委嘱状交付

3 町長挨拶

コロナ禍で飲食店が特に打撃を受けている。町としてどのような経済支援や回復後の対策を行ったらよいか苦慮している。国でも第3次補正が決定。新年度の対策に向けて協議を行っている。ワクチンが間もなく日本に入ってくる。病院を中心に対応策を考えていかなくてはならない。

中小企業振興条例、ここ 10 年の補助実績は事業費で 3 億 8,500 万円。町の補助額は 1 億 3,780 万円で、事業費の 35.7%に当たる。皆さんから経験、知恵を頂き、今後の条例や施策へ反映させていきたい。

4 会長・副会長選出

会長に髙橋和之委員、副会長に津志田大委員に決定。

5 会長挨拶

コロナ禍の中、中小企業振興審議会が重要な役割を持つ。5名の新規委員がいるので、新しい視点から意見をもらいたい。

6 諮問

「社会・経済情勢に対応した中小企業振興施策について」

7 議事

(1)社会・経済情勢に対応した中小企業振興施策について

事務局:資料1に基づいて説明。

中小企業振興基本条例を配布している。本条例は4年に一度見直しをして おり、次回は4年後の令和6年に見直しを図る。

委 員:10ページ。経済支援第一弾。持続化給付金。第一弾では国の持続化給付金 (売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象とする給付 金制度)に該当しない事業者を対象としていたが、第2弾は国の持続化給 付金に該当する事業者を対象としている。整合性というか、腑に落ちな い。売り上げが前年比で50%以上落ちている大変な事業者を支援するとい うのはわかるが、それに満たない事業者への支援はどうするのか。

事務局:第一弾では、国の支援に満たない方を対象。支援第2弾は国の支援を受けてなお50%以上の減少が続くところへの支援を目的としている。第一弾と国の支援は重複して受けられる。国の支援を受けてなお減少が続く事業者へ手厚くという考えで、国の支援を受けた事業者を対象にしている。ただ町の支援も国の支援も受けられていない事業者がいることは事実。第3次補正の中での検討事項であると考えている。

委員:対象外の事業者がどれだけいるのか把握はしているか。

事務局:把握はしていない。

委 員:特産品応援事業。印刷は経費削減の観点から役場内で行ったものと思う が、町内の事業者へ仕事を回すという発想を持っていただきたい。

事務局:プレミアム商品券のような金券に近いものは印刷の委託をしている。今回 は引換券という形式であったため役場内で印刷を行った。ただし、町内事 業者を利用するという観点は当然のものであるため、第3次補正の中で必 要があれば利用させていただきたい。

委員:コロナの影響のところで、宿泊業のグラフがないのはなぜか。

事務局:しもりんポイントカード会のデータを基にグラフを作成しているため。

委 員:加盟店はどのくらいか。

事務局:データ件数では50件弱。会員数ではもっといる。

委 員:国勢調査のデータは古い。国勢調査の結果はどれくらいででるか。

事務局:国勢調査のデータとりまとめは1年ほどかかるため、結果は10月ごろに 出ると思われる。国勢調査は住民基本台帳と調査方法が異なり、調査時点 での居住地を用いる。サンルダムの完成に伴う人の移動があるので、大き く減少するとみられている。交付税への影響も見込まれている。

(2)意見交換

- 委 員:町の経済支援の補助を商工会で行ってきた。今後、更に経済の状況がひどくなることも考えられる。下川町で感染者が出たときは、人の動きがぱったりと止まった。先行きは見えない状況であるが、国の第3次補正に伴い、町長との意見交換の場がある。町にとって良い方策を考えていきたい。
- 委員:当社は国の持続化給付金の対象になった。町の第二弾持続化給付金の対象 事業者にもなった。今年度の売り上げに限れば不安はないが、長期的に見 ると心配。経済支援や給付金頼りではいられない。当社独自の対策を行っ ていきたい。各商店の売り上げが落ちると、伝票の印刷数が落ちるなど、 波及するところがある。
- 委員:イベント等がないのでデザイン業に関しては売上が落ち込んだ。デザイン 業以外も手掛けているため、全体としての売上はそこまで大きく下落しな かった。時期により暇になることがあり、その時間を使って投資を行って きた。観光業に投資をしようと考えている。インバウンドはなくなった が、長い目で見ると落ち着いていくと考えている。強いものが落ちている ときは、弱いものが上がってくるチャンスだと捉えている。空いた時間に 何ができるのかを考える必要がある。写真業については、申し込みはあっ たが、人と会う仕事はなかなかできないため取り扱わなくなった。デザイン業に関しては、WEB デザインなどの仕事はそこまで落ち込まない。幅 広い業務を行うことで対策ができる。観光への投資がうまくいくかを懸念 している。旭川の設計事務所やスパなどで業績が落ち込み、そこから受け ていた仕事がなくなったなどはある。
- 委員:建築の方は、一時期資材不足だったが今は解消している。リフォームの見送りが何組かあった。土木の方は良くわからないが、公共事業の発注が減っていると聞いている。来年度も厳しいと聞いている。土木はほぼ公共事業に頼っている状況のため、コロナ禍で公共事業の予算が他へ流れていくことを心配している。
- 委 員:支援を受けられない程度に売り上げが減少している状況。客が多いと人で 埋まり、感染症対策の観点から問題となるため、イベントなどを打ち出し づらい。人が多いと逆に敬遠される方もいる。落ち込んだ分を取り返すた めの対策がとりづらい状況。雰囲気が戻らないと難しいと考えている。売 り上げの減少率は10~15%ほど。国の融資制度には該当するが、持続化給 付金などの助成制度には該当しない。プレミアム商品券事業は利益が回っ てくるため大変助かる。

委員:民泊を2018年から行っているが、今年の利用者は8割減。去年の今頃 は半月ぐらいの利用があったが、今年は0件。宿泊業のデータを載せてほ しい。私よりほかの宿泊事業者の方がより影響があるのではないか。例年 はスズキ自動車の利用があるが、今年は無いのではと思う。議題として挙 げていただきたい。

委 員: 五味温泉やヨックルについて、データは集められるか。

事務局:指定管理施設のためデータはある。状況としては、利用の減少により売り上げが現象しているため、休業協力金や指定管理者持続化給付金として支援を行っている。緊急事態宣言の発出時に1カ月ほど休業期間を設けたことも売り上げ減少の大きな要因となっている。スズキ自動車の宿泊施設利用については、詳細は避けるが例年の半分ほどの利用になる見込みと聞いている。町営の施設であるため今回はデータを載せなかった。

委 員:次回開催時には情報共有としてデータを載せていただきたい。

事務局:今後そのようにする。

委員:融資の形態が昨年度と大きくと変わった。従前は投資や個人消費での融資が多かったが、現在は運転資金としての融資が専ら。来店者数には特段の変化はなし。下川町、国、道を合わせて9,000万円ぐらいの借入が可能だが、融資であり返済が必要であることからためらうことが多い。私見としては、町からの補助金等のバックアップが必要と考えている。店舗業績は、低金利のコロナ資金からの融資であるため悪化している。今すぐにどうこうとはならないが、この事態が何年も続いた場合、低金利の影響は金融機関にも波及していくと考えている。

委員:創業から3年目だが、イベントでの収入などはなくなった。オンラインでの販売は影響なし。自粛の影響でネットに触れる時間が増え、見てもらう機会は増えたと思う。町の中小企業振興条例に基づいた補助のうち、経営基盤強化、特産品の販路開拓を利用することが多い。オンライン販売にかかるWEBサイトの更新などにも使えたらいいと思う。

委 員:オンライン販売は主となってきている。そこへの支援は今後考えていかな くてはならない。

事務局:「新しもかわスタイル」導入応援事業。備品購入として空気清浄機や非接触式体温計の購入に使われることが多いが、メニューの中に販売促進活動がある。ここで WEB サイトの更新が可能なので、一度ご相談いただきたい

事務局:新型コロナウイルス感染症対策に係る時限措置であり、中小企業振興基本 条例に記載されているものではないため、今後の条例改正に向けての課題 と考えている。 委員:「新しもかわスタイル」導入応援事業の申請期限はいつまでか。 事務局:令和3年2月28日まで。詳細はホームページで公表している。

8 その他

事務局:ヨックル。現状は棟貸しだが、料金の改定を考えている。理由としては、 日帰りで利用しても管理側の業務内容は変わらないことや消毒の手間な ど

事務局:コモレビ。現状は9時まで開館している。今後、夜間利用がない場合は 19時に閉館することを考えており、4月1日から実施する。予約があれ ば開けるが、ない場合は19時で閉館する。

事務局:特定地域づくり事業。2019年、色々な場で就業者不足や廃業が多いといった状況が話されている。廃業の理由は倒産ではなく後継者不足によるものが全てであり、担い手確保が課題となっている。地域(地方)人口が急減している地域は経済が成り立たなくなっていく。仕事はあっても季節ごとや時間ごとであり、年間もしくは1日を通しての仕事がなく、人を雇用することが難しいといった課題がある。一つの事業所で人を一人雇うことは難しいため、地域全体で雇用を創出する必要がある。特定地域づくり事業は、特定地域づくり事業協同組合が人を雇用し、各事業所へ派遣する事業。それに対し、自治体が半分、国がその半分、交付税措置がその半分の補助を行う。町の負担は実質1/8となる。国から内示が下り、下川事業協同組合で実施していくことになった。需要があればぜひ使っていただきたい。

委員:下川事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合になるのか。

事務局:認定を取れれば特定地域づくり事業協同組合となる。事業は3月からスタートする。制度の利用にあたっては、下川事業協同組合に相談をしてもらう。特定地域づくり事業協同組合の組合員であれば時間の制限なく人を派遣できるが、組合員以外だと派遣する労働者の総労働時間の2割が上限となるため、利用を考えている事業者は組合員になってもらうのがいい。もとは労働者派遣法という難しい制度で運用されていたもの。建設業、林業、地拵え、公安、警備などの業務への派遣は禁止されている。ただし、建設業でも除雪は可、林業でも枝払いは可など、業務内容により派遣ができる場合がある。

委 員:農業はどうか。

事務局:農業は可。

委 員:除雪の場合、期間や時間が限定されるが、雇用形態などについてはどうな るのか。 事務局:下川事業協同組合で派遣労働者を年間通して正規雇用する。それぞれ事業者で何時間派遣してほしいという依頼を受け、そこへ派遣する。年間を通して雇用されるため、どの季節であっても対応が可能となる。制度は杓子定規なところがあり、複数の派遣先を組み合わせて一つの仕事にする必要がある。1ヶ所のみへの派遣だと、派遣先で正規雇用すればよいという話になってしまうため。

委 員:冬期間の除雪は、組み合わせるものとして可能か。

事務局:除雪であれば冬期間のみで、時間も限定されるものであるため間違いなく 可能。

委 員:人件費はどうなるのか。

事務局:全額を出すことはないが、派遣料としていくらかは必要。派遣料は正職員 賃金を基に考えることになるが、町の補助もあるためそこまで高くならな いと考えている。1カ月間の派遣の場合でも、正職員給与が20万円だと仮 定した場合で15万円ほどの見込み。

委 員:雇用のめどはついているか。

事務局:数名いる。採用は3月から。先立って派遣先も見つけておく必要がある。

○補足等

事務局: 先ほどの国勢調査の結果の公表時期に関しての補足。結果が確定するのはもう少し早いが、一般に確認できる形で公表されるのは10月ごろになる。

事務局:次回の中小企業振興審議会の開催について、4月以降に日程調整をさせていただく。令和3年度には3回の実施を予定。

委員:諮問の内容を全て令和3年度でやるということか。

事務局:令和6年度に条例の改正を行うという考えで、今年から4年をかけて条例 改正に向けた準備をしていく。今後令和3年度から令和4年度にかけての 2年間では諮問についての話と、喫緊の課題としてコロナ対策を議論す る。令和5年度と令和6年度では、中小企業振興基本条例の改正に特化し て議論を行う。令和3年度は、中小企業振興条例の中で支援の不足してい る業界、またコロナ過において支援が不足している業界について、3回を かけて議論をする。その中で急ぎのものは先んじて答申を行う。

9 閉会

会 長:以上で第1回審議会を終了する。同業者や他の事業者の情報を収集して次回に臨んでいただきたい。